

令和2年度事業計画書

第1 基本方針

令和2年度の事業を進めていくにあたり、昨年度を振りかえってみますと、中国等での廃プラスチックの輸入規制問題への対応や、台風15号、台風19号の2つの台風が、特に台風19号では、関東、甲信、東北地方に、大きな災害の爪痕を残し、今も復旧に向け、作業が進められております。岐阜県には大きな被害はなかったものの、災害に備え、災害により発生した廃棄物の処理について、取組を一層進めていかなければなりません。

また、今や産業廃棄物処理を取り巻く情勢は、産業廃棄物の適正な処理の確保は言うまでもなく、産業廃棄物に再度、使命を与え、資源やエネルギーとして社会に循環させる産業へ転換しつつあります。

岐阜県を含め全国から排出される莫大な産業廃棄物の適正処理及び資源循環を推進していくために、排出事業者、処理業者、県民、行政がそれぞれの責任と役割を踏まえ、具体的な連携・共同を活性化していくことが必要であります。

このため、協会は、岐阜県及び岐阜市と緊密な連携の下に、令和2年度は、資源循環等に取り組むとともに、災害廃棄物処理体制への対応、事故や労働災害の防止、随時発生する諸問題に臨機応変に対応していくとともに、業界の人材育成の確保・育成事業を進め、会員サービス改善等により、会員増強に努めていきます。

令和2年度、当協会は、特に次の4点に重点的に取り組みます。

(1) 産業廃棄物処理業の振興に向けた取組み

人材育成、労働安全衛生等に関する事業、技能実習生や外国人労働者の受入れに係る特定技能の業種指定獲得を目指した活動など、会員及び業界の発展の基礎である人材確保につながる事業・活動に、全産連と連携して取り組んでいきます。

また、廃棄物処理法施行50年に当たる令和2年の制定を目指して進めてきた産業廃棄物処理業の振興に関する法律の制定について、その実現に向けた全産連の各種事業に参加します。

また、会員にとって身近な行政手続における負担軽減のため、本年度も、岐阜県・岐阜市との懇談会（意見交換会）の開催や、会員の切実な願いを少しでも多く実現できるよう県への要望活動についても検討していきます。

(2) 産業廃棄物と協会に関する普及啓発と発信

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理防止対策については、岐阜県・岐阜市の関係事業に協力することはもとより、行政と協会の共同による効果的な対策を積極的に提案します。

(3) 会員に対する支援の充実

令和2年度も、産業廃棄物に関する法令・制度の改正内容や産業廃棄物の適正処理に必要な情報、会員の事業の発展に役立つ事業を早く会員にお届けするとともに、会員支援事業については、コスト意識を持ちながら、廃棄物処理法をはじめとする各種環境法令遵守、労働安全衛生対策、優良事業者の育成に関する事業等を集中的に実施し、もって会員の確保・増大につなげていきます。

(4) 災害廃棄物処理支援

当協会は、会員の有する高度な技術・能力を生かした社会貢献として、大規模災害時における災害廃棄物処理に協力することとしており、平成20年には岐阜県と協定を締結していますが、いまだ記憶に新しい、熊本地震に際しては、熊本県産業廃棄物協会（現熊本県産業資源循環協会）が県内全市町村と協定を締結していたため、支援活動に素早く着手し、これを遂行できたといわれています。

当協会は、こうした教訓も踏まえ、一步前に出て、万一災害が発生したときは、災害廃棄物の早期処理を通じて市民生活のいち早い復興に確実に貢献すべく、災害廃棄物処理の主体である市町村から直接要請をいただき、迅速・円滑に支援活動を遂行できるよう、一昨年12月26日には、岐阜市と協定を締結しました。こうした市町村との関係強化（協定締結）について、市長会や町村長会の意見を聞きながら、さらに進めていきます。

以上の取組みを重点に、実施事業と共益事業とをバランスよく進めていきます。

第2 事業計画

令和2年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

3 特定寄付

- (1) 新型コロナウイルス感染対策を推し進めてもらうため、岐阜県に寄付を行います。

共益事業

1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。

- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。

2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。
また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。
- (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書を紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
- (3) 産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会との懇談会を開催します。
- (4) 市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
- (5) 「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行し

ます。

- (6) 災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携（県域を越えた連携）について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。